

新潟市水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 1 0 月 1 日

新潟市水道事業管理者

水道局長 長井 亮一

新潟市水道局管理規程第 9 号

新潟市水道局契約規程の一部を改正する規程

新潟市水道局契約規程（昭和 5 9 年新潟市水道局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、見積書の徴収を省略することができる。

- （１） 国、政府機関又は地方公共団体が契約の相手方となるとき。
- （２） 価格が法令等で確定しているとき。
- （３） 緊急を要する契約（市民生活の安全を確保するもの又は周囲への環境に支障を及ぼすものに限り、法令その他の規定により契約書の作成を要するものを除く。）をするとき。
- （４） 価格が少額で見積書を提出させる必要がないと認められるとき。
- （５） 前各号に掲げるもののほか、管理者が見積書を提出させることが適当でないと認めるとき。

第 3 1 条第 1 項中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同項第 2 号中「固定資産を取得する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 固定資産を取得する場合

イ 緊急を要する契約（市民生活の安全を確保するもの又は周囲への環境に支障を及ぼすものに限り、法令その他の規定により契約書の作成を要するものを除く。）をする場合

第 3 1 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第

3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) せり売りに付するとき。

第 31 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、緊急を要する契約（市民生活の安全を確保するもの又は周囲への環境に支障を及ぼすものに限り、法令その他の規定により契約書の作成を要するものを除く。）をするときは、当該契約の相手方から請書を提出させることを省略することができる。

第 31 条に次の 1 項を加える。

3 前項ただし書の規定により、請書を提出させることを省略する場合であつても、契約の適正な履行を確保するため、契約に必要な事項を記載した書類により契約の締結について疑義が生じないようにしなければならない。

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。